

「(仮称)仙台中小企業活性化条例(中間案)」の概要

中小企業は、地域の経済や雇用を支え、特に、人口減少など厳しさを増す中、地域の雇用やまちづくりの基盤、仙台の「礎」としてより重要になっている。本市中小企業の活性化を図るための基本的方向性やそれぞれの役割を明確化し、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

1 理念に関すること

条例制定の趣旨

- ▶ 仙台市の歴史的背景（杜の都、学都、商都・仙台の礎）
- ▶ 中小企業の重要性（経済活動・雇用の担い手、地域との結びつき強化）
- ▶ 仙台経済の持続的発展、東北の活性化をけん引するためには、中小企業の自主的な努力を基本としつつ、市・事業者・経済団体・大学等・市民が一体となった取り組みが不可欠
- ▶ 中小企業活動による価値の循環と、これを通じた地域活性化に向けた基本的な考え方を明らかにし、必要な施策を推進する

用語の定義

- ▶ 条例において用いる用語（中小企業者、小規模企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等）を定義し、共通の理解を持って条例を解釈

条例制定の目的

- ▶ 中小企業の果たす重要性にかんがみ、基本理念、市の責務・中小企業者の努めるべき事項や中小企業の活性化に関する施策の基本的事項等を定め、地域社会の発展及び市民生活の向上を図る

市・中小企業者等の責務・努力等

- ▶ 市の責務
- ▶ 中小企業者の努力
- ▶ 中小企業団体の取組等
- ▶ 大企業者等の役割
- ▶ 市民の理解と協力

2 施策に関すること

施策の基本方針

【基本事項】

- ▶ 中小企業の経営方法の改善等を図ることにより、経営基盤の強化の促進
- ▶ 中小企業者と中小企業団体、大企業等との連携・協力の促進
- ▶ 中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めること
- ▶ その他、中小企業の活性化のために必要な施策を推進

重要事項

- ▶ 女性や青年を含む多様な人材の育成、確保及び定着
- ▶ 中小企業の創業及び事業承継（特に、女性や青年による）の推進・促進
- ▶ 中小企業が地域と協働して取り組む地域社会の発展及び市民生活の向上を図る活動の促進
- ▶ 上記のことについて、小規模企業者が、本市経済の持続的な発展と自立的で個性豊かな地域社会の形成に向け、その活力発揮の必要性が増大していることにかんがみ、その経営資源を有効に活用し、円滑かつ着実な事業運営が確保できるよう、小規模企業者の経営状況に応じた配慮

【附属機関】中小企業活性化会議

- ▶ 中小企業の活性化に関し施策の検証・検討など必要な事項を審議するため設置

財政上の措置

- ▶ 必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする